

若美風力開発株式会社「若美風力発電事業環境影響評価書」に係る  
確定通知について

平成29年4月24日  
経 済 産 業 省

当省は、若美風力開発株式会社「若美風力発電事業環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、若美風力開発株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた若美風力開発株式会社は、同条第2項の規定に基づき、秋田県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月28日
住民等意見の概要受理	平成25年 6月 3日
秋田県知事意見受理	平成25年 8月12日
経済産業大臣勧告	平成25年 8月26日
環境影響評価準備書受理	平成26年 7月29日
住民等意見の概要受理	平成26年 9月29日
秋田県知事意見受理	平成26年12月 5日
環境大臣意見受理	平成26年12月 8日
経済産業大臣勧告	平成26年12月26日
環境影響評価書受理	平成29年 4月14日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀  
電話03-3501-1742（直通）